

平成25年9月12日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	福 井	正
2 番	稲 富	雅 和	10 番	水 頭	喜 弘
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	橋 爪	敏
4 番	竹 下	勇	12 番	中 西	裕 司
5 番	角 田	一 美	13 番	松 尾	征 子
6 番	伊 東	茂	14 番	松 本	末 治
7 番	光 武	学	15 番	松 尾	勝 利
8 番	徳 村	博 紀			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
議 事 管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	迎		和	泉
産	業	中	川		宏
建	設	中	村	博	之
会	計	平	石	和	弘
会	計	橋	村	直	子
総務課長兼人権・同和対策課長		松	浦		勉
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		打	上	俊	雄
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		寺	山	靖	久
市	民	有	森	弘	茂
市	民	一	ノ	瀬	健
税	務	大	代	昌	浩
福	祉	栗	林	雅	彦
保	険	土	井	正	昭
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
産	業	橋	口		浩
農	林	下	村	浩	信
商	工	有	森	滋	樹
都	市	森	田		博
環	境	福	岡	俊	剛
水	道	松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		澤	野	政	信
監	査	植	松	治	彦

平成25年 9 月12日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 報告第 6 号 平成24年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）
- 日程第 2 議案第42号 平成24年度鹿島市水道事業会計決算に伴う剰余金の処分について（質疑、討論、採決）
- 日程第 3 議案第43号 平成24年度鹿島市水道事業会計決算認定について（大綱質疑、決算認定審査特別委員会付託）
- 日程第 4 議案第44号 鹿島市子ども・子育て会議条例の制定について（大綱質疑、文教厚生産業委員会付託）
- 日程第 5 議案第45号 鹿島市職員給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 6 議案第49号 市道の路線認定について
議案第50号 市道の路線認定について
議案第51号 市道の路線認定について
議案第52号 市道の路線認定について
議案第53号 市道の路線認定について
(質疑、討論、採決)
- 日程第 7 議案第54号 市道の路線変更について
議案第55号 市道の路線変更について
議案第56号 市道の路線変更について
議案第57号 市道の路線変更について
(質疑、討論、採決)

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第 1 報告第 6 号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第 1．報告第 6 号 平成24年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

おはようございます。それでは、議案書と別冊平成24年度鹿島市土地開発公社決算書により説明をいたしますので、お手元に御準備ください。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第6号 平成24年度鹿島市土地開発公社決算について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成24年度鹿島市土地開発公社の決算を別紙のとおり報告するものでございます。

それでは、別冊の決算書で御説明をいたします。

決算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度の事業報告でございます。

昨年度は、公有地取得事業といたしまして鹿島警察署建設用地取得事業6,360.75平方メートルを、公有地売却事業といたしまして同じく鹿島警察署建設用地売却事業6,360.75平方メートルを実施いたしました。

理事会の開催状況、監査状況につきましては、報告書のとおりでございます。

3ページをお願いします。

まず、収入について御説明いたします。

1款. 事業外収入、1項. 利息収入、予算額66千円に対しまして、決算額は66,458円となっております。予算対比458円の増となっております。

次に、2款. 事業収入、1項. 土地売却収入は、予算額143,118千円に対しまして、決算額142,739,601円となっております。これは鹿島警察署建設用地分でございます。予算対比378,399円の減となっております。

次に、3款. 借入金、1項. 借入金は、鹿島警察署建設用地取得事業に伴う鹿島市土地開発基金からの借入金でございます。予算額142,510千円に対し、決算額も同額の142,510千円となっております。

収入合計は、予算額285,694千円に対し、決算額は285,316,059円となり、予算対比377,941円の減となっております。

4ページをお願いします。

このページは支出の決算となっております。主なものを御説明いたします。

1款. 管理費、1項. 一般管理費、1目. 経費は、予算額160千円に対し、決算額111,230円、48,770円の執行残でございます。このうち、1節. 旅費は研修旅費27,560円、4節. 負担金補助及び交付金は研修会負担金67,200円、九州地区土地開発公社連絡協議会等負担金15千円でございます。

次に、2項. 事業管理費、1目. 経費は、鹿島警察署建設用地取得事業でございます。予算額4,000千円に対し、決算額は3,675,225円、324,775円の執行残でございます。うち、2節. 需用費は印紙代80千円、4節. 委託料は不動産鑑定委託料472,500円、用地測量及び

建物調査委託料3,108千円でございます。

次に、2款. 事業費、1項. 土地取得費、1目. 土地取得費は、鹿島警察署用地取得事業関係で、予算額138,965千円に対しまして、決算額138,964,200円、800円の執行残でございます。うち、1節. 用地取得費は土地5筆6,360.75平方メートルで122,126,400円、2節. 補償費は建物補償費ほかでございまして、16,837,800円でございます。

次に、2項. 事業支払利息、1目. 事業支払利息は、予算額34千円に対し、決算額9,576円、24,424円の執行残でございます。これは鹿島警察署建設用地取得事業に伴う鹿島市土地開発基金からの借入金の利息でございます。

次に、3款. 借入償還金、1項. 借入償還金、1目. 借入償還金につきましては、予算額142,510千円に対し、決算額も142,510千円でございます。これは鹿島市土地開発基金からの借入金の返済でございます。

4款. 事業外支出から6款. 繰越金までの支出はございません。

支出合計は、予算額285,694千円に対しまして、決算額285,270,231円、423,769円の執行残であります。

6ページをお願いします。

損益計算書でございます。

1. 事業収益は、公有地取得事業収益142,739,601円は土地の売却収入でございます。

2. 事業原価142,388,529円は、用地取得に要しました土地代、補償費、委託料などの消費税及び地方消費税は含まない合計金額でございます。

事業総利益は351,072円でありまして、これは収益から原価を差し引いた金額となります。

3. 販売費及び一般管理費106,648円は、研修旅費、九州地区土地開発公社連絡協議会等負担金等でございます。

4. 事業外収益、受取利息66,458円は定期等の利息でございます。

5. 事業外費用、支払利息9,576円は鹿島市土地開発基金からの借入利息でございます。

雑損失255,478円は消費税及び地方消費税でございます。

経常利益、当期純利益は、収入合計から支出合計を差し引いた45,828円となり、この利益は平成25年度へ繰り越し、準備金として整理いたしております。

7ページをごらんください。

貸借対照表でございます。

資産の部は、現金預金として、資産合計36,518,789円を市内金融機関へ預金として管理いたしております。

負債の部については、ございません。

資本の部の資本金、基本財産は、定款に規定しております1,500千円でございます。

準備金は、平成23年からの前期繰越準備金が34,972,961円、当期純利益が45,828円。

準備金合計が35,018,789円となっております。

負債資本合計は、基本財産の1,500千円を加え36,518,789円となっております。

8ページをお願いします。

準備金計算書でございます。

9ページ、10ページにつきましては、決算監査意見書の写しでございます。

11ページは附属資料としての基本金明細書、12ページは現金残高表となっております。

なお、平成24年度決算につきましては、去る7月18日、土地開発公社の理事会で認定を受けておりますことを申し上げます。

以上で報告第6号の説明を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、以上で報告第6号は終わります。

日程第2 議案第42号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．議案第42号 平成24年度鹿島市水道事業会計決算に伴う剰余金の処分についてであります。

当局の説明を求めます。松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

おはようございます。議案第42号 平成24年度鹿島市水道事業会計決算に伴う剰余金の処分について御説明いたします。

議案書は2ページから3ページとなっております。

議案書の2ページをごらんください。

まず、提案理由でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成24年度鹿島市水道事業会計決算に伴う剰余金の処分について、議会の議決をお願いするものでございます。

この剰余金の処分につきましては、昨年度は決算の認定を受ける決算書の内容は地方公営企業法で要求される利益の処分との整合性をとる必要があること、また、総務省から示された行政実例もございまして、決算認定とあわせて同一議案として上程し、処分の議決と決算認定の承認をいただいたところでございますが、今年度は決算認定と剰余金の処分に分けての提案が明瞭で理解しやすいと判断をいたしましたため、決算認定と切り離し、剰余金の処分について上程をいたすものでございます。

それでは、議案書の3ページをごらんください。

平成24年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書でございます。

昨年、地方公営企業法の一部改正で、積み立てを義務づけられた法定積み立てが廃止されたところでございますが、平成24年度鹿島市水道事業会計決算に伴い、当年度未処分利益剰余金37,543,959円は、これまでどおり財政的基盤の確立のため、全額を減債積立金として積み立てることといたしております。よって、翌年度への繰越利益剰余金はございません。

以上で平成24年度鹿島市水道事業会計決算に伴う剰余金の処分について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第42号 平成24年度鹿島市水道事業会計決算に伴う剰余金の処分については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第42号は提案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第43号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第43号 平成24年度鹿島市水道事業会計決算認定についてであります。

当局の説明を求めます。松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

続きまして、議案第43号 平成24年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明いたします。

議案書の4ページをごらんください。

まず、提案理由でございますが、この認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度鹿島市水道事業会計決算認定について議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、別冊の鹿島市水道事業会計決算書で御説明いたします。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

平成24年度鹿島市水道事業決算報告書でございますが、この報告書は予算額、決算額とも消費税込みで記載をいたしております。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

収益的収入でございます。

第1款. 事業収益の予算額534,599千円に対し、決算額540,338,595円でございます。前年度より6,602,278円の減収となっております。これは営業収益が531,909,454円で、前年度より6,345,739円減収するとともに、営業外収益の他会計補助金が減収したことによるものでございます。

次に、収益的支出でございます。

第1款. 事業費は、予算額519,775千円に対し、決算額は498,990,343円で、前年度より57,778,613円の増額となっております。

営業費用は、主に人件費及び減価償却費が増加したことにより、前年度より34,663,872円増の362,571,561円であります。

営業外費用は、前年度より6,005,845円減少し107,298,196円でございます。これは主に企業債利息が減少したことによるものであります。

特別損失は、ダム使用権の取得費の減価償却費の開始に伴い、過年度計上分の29,120,586円であります。

この結果、事業収益から事業費用を差し引き、仮受消費税、仮払消費税及び消費税納付額を加減いたしますと、5ページの損益計算書に記載しておりますとおり、当年度純利益は37,543,959円となったところであります。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

第1款. 資本的収入は、予算額90,602千円に対し、決算額87,825,500円で、前年度より26,629千円の増額となっております。これは主な要因としまして、他会計負担金、工事補償金、新設負担金及び公営企業債の借り入れがそれぞれ増加したことによるものであります。

次に、資本的支出は、予算額366,393千円に対し、決算額は343,238,049円で、前年度と比較いたしますと30,303,256円の増額となっております。これは主な要因としまして、建設改良費及び企業債償還金がともに増加したことによるものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額255,412,549円は、決算書の20ページに記載しておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,683,773円、当年度分損益勘定留保資金247,374,977円及び減債積立金4,353,799円により補填をいたしております。

次に、5ページをごらんください。

平成24年度鹿島市水道事業損益計算書でございます。この計算書は消費税を除いた額で記載をいたしております。

営業収益は506,662,498円、前年度比1.3%の減で、うち給水収益は496,113,581円であります。

営業費用は359,250,620円で、前年度比10.6%の増で、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は147,411,878円でございます。

次に、営業外収益は決算額8,429,141円で、前年度より256,623円の減額となっております。

営業外費用は89,176,474円で、前年度比5,406,665円の減額であります。これは主なものとしましては、企業債利息の減によるものであります。

特別損失は、先ほど申し上げましたとおり、ダム建設費負担金の対価として取得しましたダム使用権の減価償却の開始に伴い、過年度分の減価償却費29,120,586円でございます。

営業収益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引きますと、当期の経常利益は66,664,545円となり、この経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益は、前年度比63.3%減の37,543,959円となりました。

次に、6ページをごらんください。

平成24年度鹿島市水道事業剰余金計算書でございます。

利益剰余金の部でございます。

減債積立金は、前年度末残高360,074,807円に、前年度の減債積立金102,430,123円を繰り入れ、先ほど申し上げました資本的収支の不足額4,353,799円を処分した結果、当年度末残高は458,151,131円となります。

建設改良積立金は増減がなく、当年度末残高は135,612,699円であります。

未処分利益剰余金は、前年度純利益102,430,123円を減債積立金として処分しましたので、当年度純利益は37,543,959円でございます。

よって、利益剰余金は、積立金合計の593,763,830円と未処分利益剰余金の37,543,959円の合計となり、631,307,789円であります。

次に、資本剰余金の部でございます。

工事負担金は当年度は発生額がなく、当年度末の残高は166,828,783円でございます。

新設負担金は、給水装置工事申請時にメーター新設負担金としていただくものでございまして、当年度発生額はメーター155戸分5,690千円で、当年度末残高は234,301,836円であり

ます。

7ページをごらんください。

工事補償金は、国県道の道路改良事業や公共下水道事業等の他事業に伴う支障配水管の布設替等に対する工事補償金でございます。当年度発生額は11,657千円、当年度末残高は470,852,353円でございます。

他会計負担金は、当年度発生額が8,083千円で、これは消火栓設置及び配水管新設工事に對する一般会計からの負担金としていただいております。当年度末残高は134,975,065円あります。

受贈財産評価額は当年度発生額がなく、当年度末残高は82,006,099円でございます。

国庫補助金は当年度は発生額がなく、当年度末の残高は1,559,099,214円でございます。

他会計補助金は当年度発生額がなく、当年度末残高は1,042千円あります。

よって、翌年度へ繰り越す資本剰余金は2,649,105,350円でございます。

次に、8ページをごらんください。

平成24年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書でございます。

剰余金の処分につきましては、先ほど議案第42号で御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

9ページをごらんください。

平成24年度鹿島市水道事業貸借対照表について御説明いたします。

資産の部でございます。

固定資産は、有形固定資産合計で4,481,121,493円でございます。無形固定資産合計は2,875,750,482円で、有形・無形合わせた固定資産合計は7,356,871,975円でございます。

なお、固定資産の詳細につきましては、30ページから31ページに明細書を記載しております。

次に、流動資産でございます。現金預金は639,939,538円で、内訳は19ページに資金収支表を記載しております。

未収金は33,990,251円でございますが、内訳は現年度、過年度の水道料金及び他会計負担金でございます。

これに貯蔵品、その他流動資産を加えまして、流動資産の合計は674,565,469円あります。

繰延勘定はございません。

よって、貸借対照表の借方でございます資産の合計は8,031,437,444円でございます。

次に、貸方の御説明をいたします。

10ページをごらんください。

負債の部でございます。

固定負債は、前年度末残高が10,077,322円でありましたが、24年度は収益的支出から8,207千円を支出し3名の退職者に対する退職給与金を支払い、残額943円を積み立てた結果、固定負債は10,078,265円となっております。

流動負債の未払金は12,702,685円で、主なものは工期が3月末の請負工事2件、3月分の動力費や消費税納付額等でございます。

また、未払費用は323,750円で、3月分の宿日直委託料の231千円と3月分の毎日水質検査業務委託料92,750円で、4月の支払い分でございます。

その他流動負債は預かり下水道使用料等で、流動負債の合計は33,179,415円で、固定負債と流動負債を合わせた負債合計は43,257,680円でございます。

次に、資本の部について御説明いたします。

資本金のうち、自己資本金は1,497,298,567円で、前年度より4,564,799円の増加でございますが、これは減債積立金4,353,799円と他会計出資金211千円を振りかえたものでございます。

借入資本金は企業債でございます。前年度末残高は3,399,982,743円でありましたが、24年度に借り入れた企業債が69,900千円、償還金が251,414,685円で、本年度末残高は3,210,468,058円であります。

剰余金は先ほど6ページ、7ページで御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

よって、資本合計は7,988,179,764円で、負債と資本を合わせた負債資本合計は8,031,437,444円となり、9ページで説明いたしました借方の資産合計と一致しているところであります。

次に、11ページをごらんください。

ここは平成24年度鹿島市水道事業報告書で、事業の概要を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

13ページをごらんください。

ここは議会の議決事項、起債協議、職員に関する事項を記載しております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

ここは新設工事及び改良工事の概要で、3,000千円以上の工事を記載しております。新設工事3件、改良工事の6件でございます。

16ページをごらんください。

ここは業務について記載しております。

まず、配給水状況でございますが、給水人口は2万7,000人で、前年度より311人減少をしております。

給水戸数は9,399戸で、前年度より16戸の増加をいたしております。

年間配水量は305万6,832立方メートルで、前年度より1.6%、4万8,371立方メートル減少。

有収水量は244万530立方メートルで、前年度より0.9%、2万1,896立方メートル減少いたしました。

この結果、有収率は79.8%となり、前年度より0.5ポイントの増加となっております。

次に、受託修繕工事及び給水装置工事につきましては、前年度より85件増加して368件となっております。

次に、事業収入及び事業費に関する事項でございます。ここの金額は消費税抜きで記載しております。

事業収入は515,091,639円、前年度より6,718,395円の減収、うち給水収益は496,113,581円、前年度より6,010,778円の減収となっております。

給水量1立方メートル当たりの水道料金、いわゆる供給単価につきましては203円28銭で、前年度より63銭減少をいたしております。

17ページをごらんください。

一方、営業費用は前年度より34,453,848円の増の359,250,620円、営業外費用は前年度比5,406,665円減の89,176,474円、特別損失はダム使用権過年度減価償却費の29,120,586円の計上により、この結果、事業費は477,547,680円となっております。

給水量1立方メートル当たりの給水原価は183円70銭で、前年度より13円45銭増加いたしております。

次に、18ページをお願いいたします。

工事の契約金額10,000千円以上の工事は2件でございます。

企業債の本年度の借入額は61,900千円で、内訳として配水設備整備事業に36,900千円、機械・電気・計装設備等更新事業に25,000千円となっております。

次に、19ページをごらんください。

その他会計経理に関する事項は、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。職員給与費、予算額67,012千円に対し、決算額65,420,561円、交際費は決算額ゼロ円であります。

棚卸資産購入限度額に対する決算額でございますが、限度額8,051千円に対し、決算額は3,518,468円であります。これは新品メーター、修繕メーターの購入費でございます。

次に、資金収支表は受入資金、支払資金の状況でございます。これは現金の動きをあらわしたもので、差し引きの639,939,538円は9ページの流動資産の現金預金でございます。

20ページをお願いいたします。

ここは平成24年度の補填財源の説明であります。3ページで説明いたしましたように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額255,412,549円の補填財源の明細でございます。

21ページをお願いいたします。

不課税収入明細書で、地方公共団体の企業会計において補助金や出資金等の特定収入を得ている場合、消費税及び地方消費税の申告時に仕入控除税額が調整されます。そのために、特定収入の用途について記載をいたしております。

22ページから26ページは収益費用明細書でございます。

27ページから29ページは資本的収支の明細書でございます。

30ページから31ページは固定資産明細書で、9ページの貸借対照表で御説明いたしましたとおり、有形・無形固定資産の明細を記載しております。

32ページから37ページは企業債明細書でございます。

以上で、平成24年度鹿島市水道事業会計決算認定について説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

それでは、質疑に入りますが、本議案は決算審査特別委員会を設置し、委員会審査を予定しておりますので、あくまで総括的な大綱質疑といたします。質疑はありませんか。10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

おはようございます。10番水頭でございます。大綱質疑ということですので、それに従って質問をさせていただきます。

今、水道課長のほうから、るる説明をいただきました。考えてみますと、鹿島市は地下水が豊富ということで企業あたりも来ておられますけれども、また一方では中木庭ダムをつくり、今、説明があったとおり、いよいよ本勘定になって、そこの中での負担金も出てきている現状じゃないかと思えます。

昨年と比べて、今、説明では減収ということを言われました。給水だけでも六百何万円かの減収になっております。確かに、給水戸数がふえたとしても、給水人口が減少していますし、またそれに拍車を加えて、昨年やったですか、平山地区が嬉野にということもあっていますし、そしてまた、先ほど申しましたとおり、中木庭ダムが仮勘定から本勘定に移ったということと、そしてもう1つは、久保山配水池ですね、あれがいよいよ負担がふえてきます。また、それに拍車を加えたように、28年ごろには企業債のピークを迎える状況にあると思えます。

そういう中で、減収をしていく中で、どのようにしてこれを——企業ですので、維持していかれるのか。当面の間は、水道の料金あたりはそのまま維持されるというふうに私は期待していますけれども、いろいろとそういう面で拍車はかかってきます。そういう中で、どのように今後の経営としては見込みをされておられるのか、まず、その点をお伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

お答えします。今後の水道事業の経営ということの御質問でございます。

確かに、今回の平成24年度の決算額につきましては、給水収益6,000千円ほど、それと減価償却が2カ年の償却の開始ということで、昨年度からすれば60,000千円ほどの減収となっております。

そういうことからして、今後の事業の計画でございますけれども、今後、大規模の工事ということで、久保山の配水池の改修事業等を計画しておりますけれども、私どもが長期収支計画ということで作成をしておりますことで、今、給水収益が毎年1%減収の前提ということで、今後そういう状況の中で25,000千円から30,000千円の収益があるだろうという見込みを立てております。

そういうことからして、なるだけ私どもの水道が、今後、水道料金の改定につながらないような事業計画ということで持っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

今の説明では、給水収益では見込んでいます。要するに、年間収益から1%ぐらい見込んでいたことを言われましたけれども、その反面、25,000千円か30,000千円のそういうことで見込んでいますのでと言われましたけれども、せっかくダムをつくっても、今の段階では利用はまだ先のことと私は思っております。なぜかと言いますと、まだまだ鹿島市の地下水が豊富にあるということで、私は今の報告の中では理解しております。

ただ、このままでずっと行ったとき、今は安心ということも言われましたけれども、将来にわたって、まず一番危惧されるのが、少子・高齢化の中でどうしても水の利用あたりが減少してくると。今、見込んでいますのは1%と言われましたけれども、当然これは拍車をかけて——そんなにひどくはないんじゃないかと私は思っています。ただ、今それに加え、市民の皆さんの節水型の器具使用等によってですね、これも一つの要因じゃないかと私は思っております。

その中で、今、水道料金のこともしかり上げましたけれども、当然これは公共料金ですので、これが上がってほしくないというのは市民の皆さん全部の願いじゃないかと私は思っています。また、そういうふうになっていくのは企業努力じゃないかと私は思っていますけれども、どうしても企業努力には限界があるということも私は思っております。

そういう中で、これからの営業に対していろいろと今言われましたけれども、当面の間、例えば中木庭ダムにしても、5年に一度ですか、いろいろと切りかえ時期ですね、やっていけば、ずっとこれがいろいろ認めているということで、これもすぐ利用しなくていいような状況にあるということは私たちもうれしいところでございます。

ただ、例えば大きい企業あたりが来て、どうしても地下水が足りないという現状の中では、それは将来的には考えられると思うんですけども、なかなか相当の資金がここの中では絡んでくると思います。これがもし稼動した場合にはですね。そういう中で、今は幸いにしてこういうことがないということで私たちも安心してはいますが、本勘定になって毎年ずっとこれがかさんでいきます。そういう中で、当然、水道の利益も落ちてくる。全体的には、ことし剰余金が37,540千円ぐらいですかね、昨年と比べれば若干厳しいかなという思いはしますけど、これがずっとこのまま、28年度までそのまま維持してできるのかですね。それとも、これに対してまたプラスの要因が何かあるのか、その点どうでしょうかね。

○議長（松尾勝利君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

ダムの使用権の減価償却について、今後の考え方をちょっと説明申し上げますと、現在、ダムの使用権につきましては平成24年度から、23年度過年度分、24年度現年度分の29,000千円の2カ年の58,000千円ほどで減価償却を開始したところでございます。今後2カ年償却しますので、55年の耐用年数でございますので、今後53年間で償却するような形となります。

そういうことで、ダムの使用権の減価償却につきましては、これまでみなし償却制度というのがございまして、国庫補助金相当額については控除した額ということで償却ができるというふうな形に制度上なっております。しかし、26年度から企業会計制度が改正されまして、全額的な減価償却をしないというふうなことになっておりまして、この増額分につきましては、29,000千円ほど単年度の償却になりますけれども、今後、償却制度の廃止に伴いまして56,000千円ほどの償却額となってまいります。

そういうことから、国庫補助金の相当分ですね、27,000千円ほどになってきますけど、新制度以降、27,000千円は会計処理上、相殺するような形になっておりまして、減価償却費の増に伴って、収益的収支のほうにはですね、ダムの使用権だけの減価償却額から言わせていただくと影響はないというふうになっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

今の説明では、ダムに関しては直接影響は出てこないというお話がありました。

これから1つ考えられるのは、インフラの整備ですね、老朽化が考えられます。年間に――何キロやったですかね、ちょっと覚えていないですけど、何キロかずつずっと新設され、また、老朽管、特に厳しいところは優先順位を定められて、これの取りかえをされていくんじゃないかと思います。そのほうもですね、今のところでは最小限にとどめられたと言ったらおか

しいんですけど、やっておられるけれども、本来ならば、こういう莫大な距離に対しては、布設管に対しては、かなりのお金をかけていくことが、要するに安心につながってくると私は思っています。今の段階では最小限になされているんじゃないかと思っています。

そういうことで、きょうは大綱質疑ですので、細々とした数字に関しては特別委員会のほうで質問させていただきます。きょうは、将来に向けてどのようにこの水道事業に対して思いがえられるのか、その点をお聞きしながら質問をさせていただきました。あとは委員会でやりますので、よろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

あと委員会がありますので、具体的な質問は委員会ですたいと思いますが、それまでに資料の提出をお願いしたいと思います。

と申しますのは、今、水道料金はランク別に分けてありますね。未収金がたくさんあるわけですが、その未収金のランク別の件数、額、これを出していただきたいということ。そしてそれを、24年度はもちろんです、20年にさかのぼってできれば、それぞれ資料を出していただくということをお願いしたいと思いますが、いかがでございますか。

○議長（松尾勝利君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

お答えします。

松尾議員のほうから、昨年度もそういうふうな資料の提出の要望がございました。その内容で準備したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

資料の提出を約束していただきましたので、その件につきましては委員会の中で質問させていただくということで、終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

私のほうからも1点だけ御質問いたします。

水頭議員のほうからも経営の問題でございました。これは市長へのお尋ねになるかと思いますが、新世紀センターの建設が予定をされ、その中に水道課も入るんじゃないかと

というようなお話も伺っております。その場合の建設費に対する水道事業としての負担、それから水道庁舎のところの跡地をどうされるのか、この計画がありましたらお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

新世紀センターに関して、水道庁舎等がそこに入る計画があるということで、その場合のいろんな建設に対する負担についてのお尋ねだと思います。

現在、調査委員会でも御報告しておりますが、危機管理センターとして水道、それから下水道の入居は考えているところでございます。これにつきましては、現在、水道は特別会計でございますけど、そのまま庁舎の中で業務をやっている。下水道は企業会計として、今、別館でやっておられるということで、そこは御存じのように独立採算というふうになっているわけでございます。具体的にまだ、その建設に対する負担金とか、あるいは入居をする形での賃料とか、そういうことにつきましては、今後、具体的に詰めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

それともう1点、現在の庁舎があるところの跡の活用をどうするかということでございますけれども、これも当然、新世紀センター建設を具体化したときには、後々の課題として検討していかなければならないというふうに考えておりますので、できるだけ有効利用ということで、最終的な活用までは今のところ計画できておりませんが、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

その考え方として、使用料になるのか、負担金になるのかは別としても、水道事業としての繰り出しが今度の建物に必要なかどうか、そこのお考えをお聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

一般会計から水道会計に繰り出すのかどうかというふうなお尋ねだと思います——じゃない……（「水道事業で負担金というか、ダムみたいなことで金ば入れんばいかん」と呼ぶ者あり）

方法的には、建設そのものに対して水道課の占める割合で建設に対する負担金を払うのか、あるいは、昨今、地方自治法の改正で、地方自治体としても建物の賃借ができるというような改正もあっております。ですから、どういう方法をとるかについては、両関係課、あるい

は庁内的に議論していただかねばならないと思います。

先ほど来、やはり水道会計が今後どういうふうになっていくかということも含めて、そこを見越しながら今後検討していくことになろうかというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

このところは、このダムの問題のように負担が後から乗っかかってくるというようなことでは計画も立ちづらいと思います。水道課としても、この固定資産の中にも、明細の中にもありますように、庁舎の跡地は水道課の持ち物になっているんだと思いますので、そこを売却したときの収益だとか、それから負担を幾らするのかというのも長期の計画の中には入れながら考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。ただいま審議中の議案第43号は、委員会条例第6条の規定により、決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号は決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中村一堯議員、稲富雅和議員、勝屋弘貞議員、竹下勇議員、角田一美議員、伊東茂議員、光武学議員、福井正議員、水頭喜弘議員、橋爪敏議員、中西裕司議員、松尾征子議員、以上12名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催をされました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に橋爪敏議員、副委員長に福井正義議員、以上のとおり決定いたしました。

日程第4 議案第44号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．議案第44号 鹿島市子ども・子育て会議条例の制定についてであります。当局の説明を求めます。栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

それでは、議案第44号 鹿島市子ども・子育て会議条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書は5ページでございます。

今回お願いいたしますものは、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、鹿島市における合議制の機関として鹿島市子ども・子育て会議を設置したいので、この案を提出するものでございます。

議案書の6ページをお開きください。

6ページと7ページにわたり、子ども・子育て会議条例の設置から附則まで全文をここに上げているところでございます。これにより全文を説明いたすところでございますが、これは鹿島市議会定例会議案説明資料に基づき説明したいと思いますので、お手元に鹿島市議会定例会議案説明資料をお願いいたします。

説明資料の2ページをお開きください。

ここに今回の制定についての背景より書いてございます。

1番の背景でございます。

昨年、子ども・子育て関連3法が成立いたしました。これにより子ども・子育て支援を総合的に推進する新支援制度が平成27年度から実施される見込みとなっており、その法には市町村の実情に応じた総合的かつ効率的なものとなるように求められております。

また、市町村にも国が設置している子ども・子育て会議の地方版的な会議を設置するように求めているものでございます。

2番の会議の役割でございますが、1番、2番、3番、4番までございます。全てのことにつきまして市長に意見をすることというふうな形で、今回の会議の役割が制定されているところでございます。

その概要を申しますと、この会議で鹿島市子ども・子育て会議は平成27年4月施行予定の

子ども・子育て支援新制度に関する事業計画の策定、進捗管理などについて、保護者の方を含む子供や子育て支援の当事者などの意見を聞き、その内容を市長に意見し、本市の子供や子育ての家庭の実情を踏まえて施策を実施していくことを目的というふうなことになっております。

委員は、子供の保護者、教育、保育の分野の関係者の方、事業者の方、学識経験者の方などで、16名以内で構成するというふうにしているところでございます。

3番の子ども・子育て支援事業計画でございますが、制度の本格的施行に当たり、年度及び地域ごとの子育て支援事業に係る提供体制を確保するための方策について、鹿島市子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があると思いますが、その大まかな今後のスケジュールを掲げているところでございます。

3ページと4ページには、参考といたしまして、子ども・子育て支援法の抜粋を載せておりますので、ごらんいただければというふうに思っております。

前に戻りますが、1ページをお開きください。

これは、子ども・子育て会議の委員を16名以内と定めておりますが、その委員の報酬を月額5千円としたいため、鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正でございます。別表第1の改正をお願いいたすものでございます。

別表第1のとおり、旧のところがありません。新のところに、子ども・子育て会議委員、月額5千円を追加するものでございます。

以上で説明は終わりますが、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

委員会付託になっておりますが、ちょっと私のほうの委員会ではございませんので、今、御説明を聞いていて、ちょっとわからない点がありました。私の勉強不足かも知れませんが、ちょっとわからないところがありますので、お聞きをしたいと思います。

昨年度、子ども・子育て関連3法というのが成立したということは聞いておりますし、全協の中でも御説明とかいただいたと思っております。こういうふうな新しい関連3法が成立をし、子どもと子育て支援に、その支援状況がどのように大幅に変わっていくのか、そのあたり、国の全体的な、このように変えていくためにこの関連3法が成立されたというのが何かございましたら、もう少しわかりやすく御説明をいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

中身ということでございますけれども、子ども・子育て3法と申しますのは、議案説明資料に載せておりますとおり、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する法律と、非常にわけのわからないように書いてございます。私もこれを読んでいて舌をかみそうでございますが。

基本的に、今まで学校教育であった、あるいは保育であったという部分がございます。保育は保育、厚生労働省でございます。教育は教育、文部科学省でございます。こういったものを一つにまとめ上げて、保育と教育の連携等をとっていききたいと。実際に申しますと、基本的には、今、保育状況といたしまして、大都会では保育所が足りないという状況でございます。こういった保育所の小規模な保育所でございます。非常に経営が不安定であってみたいりするわけでございますが、こういったものにも国のほうから手を差し伸べましょうと。それから、保育とか教育とか、12歳までございますが、こういった子供に関して何ができるんだろうか、どういった施策を——いわゆる文部科学省だけではなく、さらに厚生労働省が持つ部分、あわせて全体的に整備をしていくと、需要額の確保という形でございます。

非常にちょっと言葉で言うとうわらわらに聞こえるのですが、幼稚園と保育園の連携もオーケーでございますよと。しかも、こども園といった形での設立もオーケーでございますと。いろいろこういうふうな関連法案の改正に基づいてですね。ですから、保育所がこども園になりますと、実はここに初等教育の先生が必要になるわけでございますが、こういったものも5年間、特例措置を設けまして保育士でもできると、その5年間の間に初等教育の履修を済ませていただいて、保育の先生と初等教育の先生という形での教育をやっていくと。

また、逆のこともございまして、幼稚園が保育園になる、こども園になるとした場合には、幼稚園の先生は初等教育の先生でございますから保育の先生ではございません。これは5年間の特例措置で保育をしながら、先ほど申しますとおり、学校に行きまして履修をしていただいて保育の免許も取っていただくといったような形になると思います。こういったように、子供を何とか育てていこうといったようなものを、この子ども・子育て会議という中で決めていこうとしているわけでございます。

それと、これに出ました、いわゆる鹿島市からよそに出ている、あるいは鹿島市によそから来られている方、これもたくさんいらっしゃいます。保育、幼稚園、その他ですね。このことについても佐賀県全体で調整をとりましょうと、実際の需要額が幾らになるのかといったものをまとめて、国のほうにこれだけのお金が必要ですよといったような形でまとめ上げて、持っていくといったような形になると思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。詳しく栗林課長のほうから御答弁をいただきました。

今、聞いていて、私が思っているのと、まあ、そうだなと。今の時代にやはり合ったやり方ですよ。先ほどお答えをいただいたように、幼稚園、保育園との連携、それと保育と教育との連携。じゃ、このですね、このスケジュールを見てみると、計画案策定が26年4月から、来年からというふうになるわけですが、ここの鹿島市役所内、今までも指摘をしてきましたよね、保育所を担当する課、小学校を担当する課、幼稚園を担当する課、これを一緒にしたらどうだと。このあたりまで庁内での会議は進んでいくんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

この会議そのものが、やはり教育分野の方、あるいは福祉分野の方等、必要な方がたくさんいらっしゃいますので、この中にも、会議の中にも委員として入っていただいています。また、鹿島市といたしましても当然、教育、それから福祉の分野等も含めまして、いろんな会議が一緒に入っているの会議開催というふうになると思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ことしの6月ぐらいに議会の委員会の構成というのが変わったわけですが、2年前ぐらいまで私たちも文教にいたときに、地元の保育園の園長さん方と意見交換をした中、保育園、それから——そのときには幼稚園からは来ていなかったわけですが、そういうふうな、やはり保育園と幼稚園、このあたりも一体化をさせるべき時期が来ているんじゃないか、いろんな問題はあるでしょうが。それと、やはり今、保育園に通っている園児さんが幼稚園よりも多い。その後、小学校に義務教育として進学をしていく中で、一連の行政としての支援体制は急務だと私は思っております。

来年度予算並びに編成を今から考えていく時期だと思っておりますので、ぜひともそこは前向きに考えていただきたいと思っております。これは課長じゃなくて、基本的に考えるのは市長でしょうが、こういうふうな政策が市民が待っている政策じゃないだろうかと思います。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それと最後にいたしますが、この新しい子育て関連の3法が成立したことにより、新たな

国家予算並びにそれに付随する地元への支援のある程度の予想の額というものは、内示というか、提示が来ているものなのでしょうか、どうですか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お尋ねがあった分についてお話をしときましょう。

細かい条文は別としまして、私自身はこの今回の子育て3法といいますか、それを背景にした各市町で対応しないといけないことは端的には2つだと思うんですね。

1つは、少子化を背景とすることが1つ。それから、お母様方がどうしても家庭から出ていくという圧力が働いてくると。そうすると、そういう子供たちをどうやって保育していくんだらうかという話になったときに、少し都会と地域とは違うんですけども、都会はもう場所がないといいますか、預かってくれるところがない。片方、地域では、少子化の圧力のほうが強くて定員割れしているということでございますので、一体その定員はどういうふうに考えていくのかなど。それを全国一律、あるいは都会一律じゃなくて、各地域の実情に合ったものにするよという考え方、これが1つあったんじゃないかと思うんです。

もう1つは、お話しがございました、全く御指摘のように幼保一元化という議論がございます。それぞれに特徴があるし、それぞれの教育、あるいは保育をされる場合の仕組みにはそれなりの理由があると思いますが、制度として一元化するには、まだまだ整理をしないといけない理屈なり背景がいっぱいあると思うんですね。そこで、それを議論として集約する前に、事実上、地域なりで幼保の連携をとるよというところが、子供たちを保育する、育てるという立場からすると必要なんじゃないかと。制度論が先行するんじゃないかと、そういう議論を整理するということも必要なんじゃないかと。

つまり、定員の話が1つと、それから子供たちをどうやって育てていくかという地域の実情、その2つが背景にあって、こういうような地域に合ったような会議をつくるよという動きになったんじゃないかと思います。

ただ、これはつくってもいいし、どうでもいいよということではありません。基本的にはつくりますよという話ですし、この上に県の計画が乗っかってくると思うんですね。そうしますと、これもお話しありましたように、私たちのまちと隣のまちと全く違った話になるのも、これはまたそれで別の問題が出てくるということですから、その必要な調整は県がとるということで、ある意味で、要請は中央から来たけれども、事実は地方から積み上げていくという、どちらがいいかどうかという議論はあるかと思いますが、今回ののは子供たちに軸足を置いて地域の実情を踏まえた対応をしましょうねという方向でできたと、こういうふうに私は理解をしております。

したがって、問題はこの条例ができればいいとかということではなくて、どういう方が参

加をしていただいて、どういう計画をつくって、どういうふうな施策が講じられていくかということが大事じゃないかと、そういうふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

先ほど国家予算の話ということで、私どもが知り得る範囲でございますけれども、子ども・子育ての支援の充実のために約7,000億円を追加してあります。中身につきましては、いろんなものがございますので、ちょっとここでは省かせていただきますけれども、主に全部、子供の保育、幼稚園教育に関すること、また、放課後児童クラブ、その他いろんな延長保育、地域子育て支援とか、こういったものが含まれているところでございます。この予算は、27年度からずっとまたふえていくといったような方向づけになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

市長の御答弁もいただいて、やはり今から本当に国も本腰を入れて子育て支援というふうなものに入っていくんだろうなど。そして、ただいま課長からお話しがあった7,000億円というこの予算規模、これか27年度から始まっていくということで私たちも期待をしております。

それこそ、近隣の市町とのさまざまな地域間の競争があるわけですが、鹿島も、ほかの話題になっている隣の市とか、もちろんそれを感じながらやっていかなければならないと思いますが、もう本当に今度の委員会、私も期待をしております。実現できること、実行できること、これを決めていただいて速やかにですね、やはり子育て支援、今、小さな子供さんを持っていらっしゃる方、親御さんたちが安心して、これからまた次の世代の方に子供をつかって、子供というのはすばらしいものだということを教えていただき、そして少子化の対策の一助になればと思っております。本当にこの計画には期待をしております。よろしくお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

ただいま審議されています問題につきましては、私が言うまでもなく、既に基本的には国で決まっているわけで、その上に乗っかっての問題ですから、いろいろ言うところはないと

と思いますが、ただ、今、議論を聞いておられますと、非常に期待されている声大きいわけですが、確かに今回つくられようとしておられます鹿島市の子ども・子育て会議が、本当に自主的に鹿島市独自でやっていけるということになれば、本当に好ましいことだと思いますが、ただ、このバックには、国が作りました子ども・子育て関連3法ですかね、そういうのが土台にあるわけですから、私たち鹿島市が独自である程度までやれたにしても、その足かせは出てくると思うんですよね。じゃ、それに対して本当に鹿島市の独特の施策ができていくのかということ、それを心配します。

特にこの問題については、これまでも何度か意見を申し上げたこともありますし、議論もしたことがあると思いますが、大きな問題とされている何点かの問題がありますが、特に保育所のあり方ですね、これが大きな問題になっているんじゃないかと思います。具体的にどこまでどう進んできているかということについては、その後の経過は私も十分に勉強しない面もありますが、多くのお母さんたち、全国のお母さんが心配しているのは、今回からの保育所のあり方というのの経営形態といいますか、変わってきて、今は鹿島市でも、鹿島市に申し込みをし——これは私立の保育園もそうですね。そして、そこによっていろいろ保育に欠ける子供たちを預ける体制をとっていくという、そういう状況がびしゃっと決まっているわけですが、今回のこの内容を見ますと、そうでなくて、管理者と保護者が直接交渉しなくちゃいけないと。それによって、子供が預けられるかどうかという、そういう体制をとるといような形で、それが今、一番大きな問題になってきているんじゃないかと思います。

その点なんかが出てきたときに、本来ならば子ども・子育て会議の中で、これはそういうことじゃだめだと、そうだろうけどこうなんだというふうな指示ができるのかどうか、そういう問題とか、まだ私は大事な——国で決まったことだけど、ここで私たちが十分論議をしなくちゃいけない、その根底にある3法についても、もっと十分に議論して、この上に乗っかっていかないと、せっかくできたこと、みんなが期待してよかねと思ったことが、全くそうじゃなかったというようなことを生み出す結果にもなりかねないと思いますが、そういう問題についての心配はないんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

一番心配されているという直接的な契約ですね、これにつきましても、全て鹿島市のほうに上がってくるわけでございます。次にですね。そこで、鹿島市が入りまして調整を行います。全体的な調整を行って、例えばA保育園に300人も来たと、B保育園は5人だったというようなことがないように、そこの調整部分その他、私どもが口を出せる部分というのはかなりございます。ただ、今回が直接契約になっただけという形を考えていただければというふうに思うところでございます。ですから、私どもが口を出せないとか、指導ができないと

か、そういったことではございません。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

今、問題ないようなお答えだったと思いますが、しかし、私もいろんなこれに関しての資料その他見ておりますと、やっぱり今、市が調整をしますということですが、そういうことになりますと、直接経営者の権限より市の権限が強いと書いていいわけですかね。そういう決定をしたり、いろんな問題が起きた場合に。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

その強いとか弱いとか、ちょっと私はよくわからなかったのですが、保育は当然、法律に基づきやっているものがございますから、その法律を破れば当然、指導が入るというのは当たり前でございます。例えば、今現在1人当たり3.3平方メートル、この基準を満たさないと、緩和はされておりますけれども、実際に保育園として保育園を運営するには、その面積が必要と、こういった法的な部分はそう変わっていない。ただ、非常に変わっているのは小さい保育所ですね、保育所というより、例えば3人ぐらいを家庭的に預かる保育所、こういうのもございます。こちらにはございませんけれども、それにも補助金の手を差し伸べるとか、こういったような形、また、幼稚園と保育園を合体させたような、いわゆるこども園でございますね。こういったようなものが中心となっております。

今の形態がどう変わっていくかということは、私どもは法律上知らせないということはないと。どちらが強いか、これはやはり園側の希望もございましょうし、いろんなことについて、今こちらも法的にこれはおかしいから指導していることであって、その分は変わっておりませんので、その分はできると思います。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

まだ出発していないし、そういう具体的なものが出てきたということがありますが、これは全国のお母さん方、対応する人たちが一番心配している問題ですから私はお尋ねしておりますがね、先ほどどちらが強いかということではないということですけど、やっぱり私的に経営をするということになりますと、その権限が強くなるのが当然だと思うんですよ。市がそれに対して、少々のところでの口出しはできないんじゃないかという気がします。そうじゃなかったらいいですよ。今後、鹿島市はそういうことしませんと、そのためにこういう

会議をつくって取り組んでいきますよということなら、それでいいわけですが、まだ非常にはっきりしない部分もあるわけですね、この3法についても。国としては法的にはなっていますが、それをどう鹿島に当てはめていくかというような問題については、まだまだ不十分な面もあると思うんですよ。

だから、そういう面でね、本当に保育に欠けるお母さんたちがね、どういう状況であっても安心して預けられるような体制を崩さないように、そういうのを見守っていくのがこの会議だと思いますから、今後、計画をしながら、いろんなことがつくられていくと思いますが、その点については文書に明記をしてでも取り組むということを経後考えていくということが私は大事じゃないかと思います。

見方、考え方がちょっとずれている面もあると思いますので、平行線でしかいかないと思いますので、今後の大きな課題だと思いますので、その点については十分に考慮しながら、そして全国の動き、国の法がどこまでどうなっているかということ、さらにもう一度、十分調査はされていると思いますが、そのことをしながら当たっていただきたい、そういうことをまずお願いしたいと思います。

もう1点ですが、これはもう国で決まっていることで議論することじゃないかもわかりませんが、例えば子ども・子育て支援法の中の7条に、「この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。」ということですがね、ここはちょっと市長にお尋ねしたいと思います、
「子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう」ということで、そういうためにこういうのがつくられると思いますが、今、環境が等しく確保されなくてはいけないような環境が作り出されている、その要因がどこにあるのか、その要因があればこそ、こういうのをわざわざつくるわけですから、それが今どこにあるとお考えなのか、まずお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

その対応をどう考えるかなんですけど、経済的な背景、そういうものにまず求めるとすれば、これはもう世界経済の調子が悪い不況と申しますか、それを背景とする日本経済の位置づけが、地域に今及んでいるよという見方をする方もおられるでしょうし、都会と地域の格差があるから、こういうことになっているとおっしゃる方もおられるかもしれません。

さまざまな要因があると思いますから、私としてはこの制度の中で幾つか市長に、あんまり僕は文章として書いてあることに文句言うちゃいかんですけど、意見をすると書いてあるんですよ。一般的な解釈と地域の解釈とは違うかもしれませんが、要するに意見をおっ

しゃっていただくと。4番目の施策をつくる、施策をまとめる、それから施策をちゃんとやりなさいよという、そういう御意見をまとめていただき、おっしゃっていただくと、そのところに期待をしていると。そういう意味で、この仕組みがですね、さっきもお話をしましたように、きちんと動くようにという期待をしているということです。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

今、市長もいろいろおっしゃっていただきましたが、私、と思いますが、子供たちが本当に健やかに育っていくために、保育所のあり方を変えとか、何かの制度を変えとかいうことだって、それはマイナスだとは思いません、それがいいことなら。ただ、今の鹿島市だけ見て考えても、もちろん全国もそうですが、子供たちの置かれている環境がどこで本当に思わしくないというような状況になっているかという、やっぱり先ほども出ました経済的な問題だと思うんですね。各家庭の経済の格差というのが、子供たちのいろんな形での格差を生み出しているというような、そういうやっぱり状況があると思うんですよ。

昔よく「金持ちの子供はできんしゃあもんね」て言うて、私たち子供の、貧乏人のひがみやったかもわかりませんが、そういうことを言いましたが、確かにやっぱり財政的に豊かなところは、それなりの環境整備もやることができますし、いろんな体験もさせることができますよね。ただ、今、鹿島市の子供たちの置かれている状況を見ますと、環境整備どころか、食わせてやるのも十分でない。自分でコンビニから買ってきて、朝、食べていって、母ちゃんは遅くまで仕事して、寝ているときに「行ってらっしゃい」の声も聞かないで出ていくような子供がいっぱいいると。そういう状況の中で、じゃ、本当に子供たちの環境が等しく確保されるような、そういうのをどうつくり出すかという、私は今そういうところが非常に大事だと思うんです。

ここで、どうします、こうしますという回答は要りませんが、ですから、せっかくこういうのができれば、それまで含めたね、これはもう26年、27年を待たずして、すぐにもやらなくちゃいけない問題だと思うんです。その点を考慮しながら、これからの子育てに取り組んでいただくということをお願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第44号は会議規則第36条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に付託いたします。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

お諮りします。議案第45号から議案第58号までの14議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第45号から議案第58号までの14議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第 5 議案第45号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5、議案第45号 鹿島市職員給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

それでは、議案第45号 鹿島市職員給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は8ページから9ページでございます。

議案説明資料は5ページから7ページです。

まず、議案書の8ページをごらんください。

鹿島市職員給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を、右側の9ページのとおり制定するものでございます。

提案理由としましては、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの9カ月の間、市長、副市長、教育長の給料を減額したいので、この案を提出するものであります。

改正の内容につきましては、議案説明資料の7ページをごらんください。

今回の条例改正の理由といたしまして、本市における一般職の給料につきましては、地方公務員の給与削減を前提とした地方交付税の減額による市の財政への影響を考慮し、また、県及び他市町の対応を鑑み、臨時特例措置として平成25年7月1日から平成26年3月31日の間、9カ月ですけれども、平均6.2%の減額を実施しているところです。

このことを踏まえまして、市長及び副市長、教育長の給料の臨時特例につきましては、市民の意見を聞くために平成25年7月19日に特別職報酬等審議会に諮問し、審議を経て、平成25年8月12日に「期間を限定した臨時特例による減額はやむを得ない」との答申がなされたところです。答申の内容や県内他市の状況を勘案した上で、教育長の給料を含めて三役の給

料を時限的に減額するため、鹿島市職員給与の臨時特例に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容でございますが、市長、副市長、教育長の給料につきましては、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間、減額する規定を設けるものでございます。減額率は10%でありまして、市長の現行月額778千円を77,800円減額し700,200円、副市長の現行月額631千円を63,100円減額し567,900円、教育長の現行月額593千円を59,300円減額し533,700円とするものでございます。

なお、今回の減額による人件費の影響額は、給料で1,802千円、共済費で325千円の計2,127千円のマイナスとなる見込みです。

説明資料の5ページをお願いします。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

まず、条例の名称で「職員給与」とありますのを「職員等の給与」に改正いたします。

第1条の（趣旨）でございますが、中ほどの「並びに平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間における市長、副市長及び教育長」を追加します。

第2条であります、「以下同じ」という項目を「以下この条において同じ」に改正いたします。

「第5条 平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間において、市長及び副市長の諸給与条例（昭和29年条例第21号）第2条に規定する給料月額を市長及び副市長に支給するに当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。」を追加いたします。

第6条に（教育長の給与等に関する条例の特例）を同じく追加するものでございます。

第7条は第5条、第6条の追加による繰り下げとなります。

最後に、この条例は平成25年10月1日の施行に向けて提案するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第45号 鹿島市職員給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第45号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第49号～議案第53号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6、議案第49号から議案第53号 市道の路線認定についての5議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

議案第49号から議案第53号までの市道の路線認定につきまして、一括して御説明をさせていただきます。

議案書の13ページになります。

新規路線認定は5路線でございます。

市道の路線認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、佐賀県による国県道の再編により、国道207号、444号及び498号の一部並びに県道奥山～鹿島線の一部が本市へ移管されることに伴い、この案を提出するものでございます。

説明資料の25ページをごらんください。

国県道の再編につきましては、大きく分けまして3点ございます。

まず1点目が、平成15年に国道207号バイパスが暫定完成しております。これに伴いまして、これまで国道489号——北鹿島地区の茶色で図示している路線でございますが、この部分、そして、県道奥山～鹿島線——図面の下のほうです。久保山地区の水色で示している路線でございます。この2路線につきましては、起点がこれまで国道207号となっておりますが、これが国道207号バイパスに変わることが第1点目でございます。

それから2点目が、これまで国道207号と国道444号が重複路線になっておりましたが、今回、国道207号バイパスと重複区間になること、これは図面の黒と黄色で図示している部分でございます。これが2点目でございます。

3点目でございますが、国道207号がバイパスへ移行することで、これまでの国道207号が旧道になること、この3点が国県道の再編の理由でございます。

それでは、路線ごとに説明をいたします。

議案説明資料の26ページをごらんください。

議案第49号、市道37号神水川～末光線でございますが、これはこれまで国道444号が国道

207号と重複路線となっておりましたが、国道207号バイパスへ重複路線として変更になります。そのために、旧道となる区間、しめご交差点から末光交差点までの525.2メートルを市道として認定するものでございます。

次に、議案説明資料の27ページでございます。

議案第50号、市道38号常広～中村線でございますが、国道498号の始まり——起点ですが、これが国道207号からバイパスの警察署前交差点へ変更になります。常広交差点から鹿島警察署前交差点までの379.2メートルを市道として認定するものでございます。

次に、議案説明資料の28ページでございます。

議案第51号、市道39号久保山～末光線でございます。県道奥山～鹿島線の起点が国道207号の泉通り交差点からバイパスの久保山北交差点へ変更になります。それに伴いまして、久保山北交差点から末光交差点までの1,035.2メートルを市道として認定するものでございます。

次に、議案説明資料の29ページでございます。

議案第52号、市道40号泉通り～浜新町線でございます。これも国道207号、444号が重複して指定されておりましたが、バイパスへ変更になることに伴い旧道となる区間、泉通り交差点から浜新町交差点までの1,546.7メートルを市道として認定するものでございます。

次に、説明資料の30ページでございます。

議案第53号、市道41号浜駅前～新方線でございます。国道207号がバイパスへ変更になることに伴い旧道となる区間、肥前浜駅前交差点から国道207号バイパスとの合流地点でございます浜新方交差点まで1,312.1メートルを市道として認定するものでございます。

以上で説明を終わりますけれども、この議案を御承認いただきますと、市道認定区域の決定の公示を行いまして国道あるいは県道との重複路線となりますが、移管の条件が整うまではこれまでどおり県が管理をしていくこととなっております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（松尾勝利君）

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

ただいま説明をいただきましたが、国道、県道が市道に変わるということで、先ほど条件が整うまでは変わらないということですが、これは今、市道とかいろいろ要望があっておりますが、これが完全に要望どおりできてから移管をすることになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

市道の移管時期ということでございますが、これにつきましては佐賀県との協議によりまして、条件としまして2路線について条件を付しております。

1路線目が、従来の県道山浦～肥前鹿島停車場線でございます。鹿島小学校の前の歩道整備、これにつきましても歩道整備が不十分ということで、整備が完了してから市道移管というのが1点ございます。

それから、国道207号しめご交差点付近ですが、一部歩道が未整備のところもございます。そこにつきましても、歩道の整備が完了してから市のほうへ移管するというふうな条件となっております。

また、既に整備が完了している路線につきましては、今後、佐賀県と鹿島市、それから地元の方と一緒に現地を立ち会いまして、いろんな不十分なところ、側溝の整備とか歩道の補修とか、そういうものがありましたら、それを補修していただいてから市道へ移管するというふうな順序になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

今度、新しく認定なり、あるいは変更される道路の延長が、私が計算してみますと10.4キロぐらいなるわけですね。前から市道になっているところも多かろうと思いますが、現在、市道の総延長はどれくらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

市道の延長でございますが、347キロメートルになっております。

○議長（松尾勝利君）

11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

総延長は347キロということで、結構長い延長になっているわけですが、この市道の管理につきましては市がやってもらっていると思いますが、この予算書を見ればわかりますが、ことしの市道の維持管理費はどれくらい計上されておりますか。

○議長（松尾勝利君）

中村建設環境部長。

○建設環境部長（中村博之君）

道路の維持費、それから新設改良費、合わせまして約190,000千円——2億円弱ぐらいになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

市道の総延長が347キロということでございますが、昭和56年に多良岳パイロット事業で農道ができました。最初は農道でございましたが、その後、市道へ移管をされていると思いますが、いつごろこれは移管されたわけでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

多良岳パイロット道路の市道移管の時期ですけれども、昭和57年だと記憶しております。

○議長（松尾勝利君）

11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

昭和57年に移管されたということで、56年にできてすぐ市道に編入をされているということでございますが、この多良岳事業で市道に編入されたものは、1つは土穴の入り口から飯田を通して、太良境の江福までが横断道路ということでできたわけですが、それから、今度は逆に七浦の尾根の頂上にですね、国道207まで上からずっと扇状にできておるわけですが、この横断道路、それから縦断というんですか、縦の道路、合わせて347キロのうち何キロあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

パイロット道路の路線数ですが、土穴～上古枝線、それから横断線、こういうものがあるかと思います。おおよそ——おおよそといいますか、大体12路線あると思っています。距離としては50キロから60キロメートルぐらいの路線が、パイロット道路から市道に編入されているということになっています。

○議長（松尾勝利君）

11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

実は8月3日に議会報告会が七浦でありました。私はその担当でございましたので、七浦のほうに行きましたところが、区長さんのほうから要望が出されました。何の要望が出されたかといいますと、今、横断道路を通ってみると、もう両方から木がかぶつとると、どぎゃんなりとんしてくれんばいかんばいと。そのときには、市の執行部のほうに伝えましよう

ということで3日は帰ったわけですが、その後、それがどのくらいかぶつとろうかなと、私も我が車で土穴の入り口から江福の境まで通ってみました。総延長が24.6キロ、そのうち上古枝から鮎越通って七開のところまでは、これは元の市道ですからパイロット道路じゃないわけで、それが3.1キロありますから、引きますと21.5キロがその当時パイロット横断道路としてできたわけです。

現在、この横断道路の管理そのものは、当初は市の予算を多良岳土地改良のほうにやっていただいて、多良岳土地改良の指導のもと関係集落で路肩の草刈り、それから側溝をやったわけですが、現在もそれは続けてやっております。春と秋、2回ですね。しかし現在は、多良岳土地改良ではなくて鹿島市土地改良のほうで指導をされて、予算を聞きますと若干農地・水あたりも使って、それぞれの関係集落にお願いしていると。現在も、そういうことで路肩の草刈り、あるいは側溝については、年に2回、春と秋、我々も関係集落でやるとるわけですが、このかぶり枝だけはどこも今のところはしていないわけですね。

私も土穴から飯田の先の江福の一番先、境に行きましたところが、31.5キロの中にですね、約半分までいかんかわからんが、半分ぐらいはかぶつとると。ひどかとは、もう両方からかぶつて、ほんなごて通りにくいような状況になっておりますから、これは七浦地区からも要望がそのとき出されましたので、ぜひこれをどうにかしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

パイロット道路の中でも、横断線とか土穴～上古枝線、こういうところが距離も長くて非常にかぶり木が多いということがございます。先ほど申しましたように、市道が347キロメートルございまして、限られた予算、それから人員の中で管理をやっているわけですが、全ての路線について完全に管理ができていくかという、そうではないというふうに私どもも思っております。

先ほど言われましたように、これまでは多良岳土地改良区、それから農地・水の保全事業、こういうものを活用されて、地元の方で維持管理をしていただいていたというのが実情でございます。特にかぶり木につきましては、基本的にはその土地の所有者の方が、はみ出している部分については伐採をしていただくというのが基本になっているかと思います。しかしながら、現在非常に山や農地が荒廃しておりまして、全て土地の所有者の方にお任せするというのがなかなか難しく、現在、市の直営のほうでも一部かぶり木の伐採のほうをやっているところがございます。

完全に私どもが除去できるわけございません。どうしても地元の御協力がやはり必要かというふうに思っています。これまでもですね、なかなか地元の方で伐採ができないという

ことでありましたので、市のほうで高所作業車を手配いたしまして、もちろんオペレーターつきで、そういう伐採の専門家、造園業者さん等をお願いをいたしまして、地元の方と一緒に伐採をしてきた経緯もございますので、今後もこういうふうな高所作業車を利用して、危険なところについては伐採をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

橋爪議員にちょっと申し上げます。今回は市道の路線認定ですので、関連した内容で質問をお願いいたします。

○11番（橋爪 敏君）

最後、お願いだけ言います。ひとつよろしく申し上げます。もう関連質問でございますので、特に議会報告会で要望がありましたので、申し上げたところです。ひとつよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

中村建設環境部長。

○建設環境部長（中村博之君）

先ほど、橋爪議員の質問に対しまして私が道路維持費と道路新設改良費を合わせた額を申し上げましたが、維持費につきましては大体これまで50,000千円、年によってでこぼこありますけれども、50,000千円ぐらいになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質問ありませんか。13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

207バイパスができ上がった後、既存の207との関係で補修関係いろいろ出ておりましたが、やっと入り口にきたかなという気がしています。

ちょっと私よくわかりませんので、お尋ねをしますが、実はこの前、全協のときに道路網再編に関する覚書を県からもらっているということで、その覚書をいただきました。これを見ておまして、幾つかお尋ねをしたいと思いますが、対象路線ということで7路線、これはもう今いろいろ言われましたので、申し上げませんが、そういう中で、どうしても早く改修なり歩道の整備を進めてもらわなくちゃいけないというような路線もあるわけですね。

まずお尋ねしたいのは、例えば207の泉通り交差点から浜町交差点の問題なんかですが、例えばこれが市道に移管された場合に、もちろん県もなかなか手をつけずに来ましたが、こういう市道に移ったところで、今、非常に危ない、交通事故も多いというような路線について、直ちに改良なりの手を打てる対応がとれるのかどうかですね。もちろん予算の関

係があると思いますが、その点については具体的に今後どうこの問題については取り組んでいかれるのか、まずお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

国道207号の未整備のところを早急にという御質問でございますが、まず、これは協議がここ10年ぐらい続いておりましたが、県は一貫して旧道となる路線については新しく用地を買収して整備はしないという基本姿勢がございます。それが大前提となっております。

しかしながら、私どもが申しましたのは、やっぱり通学路、こういうところにつきましては早急に対応していただくというふうなことで、これまでずっとお願いしてきた経緯がございます。その結果、2路線について県は、少し用地の御相談も必要ですが、そういうところについては県のほうでやりましょうというふうなことで現在まで来ているところでございます。

以上です。（「答弁はぴしゃっとせんばいかん。違うやんね」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

私が申し上げたのは——私の言い方が悪かったんですかね、こういう形で、結局、市に移管される分が7つあるわけですが、その中でも、例えば207の泉通り路線なんかは危ないので、今後、鹿島市が手だてをせんといかんのだけど、県も今までできずにいたんだけど、市としてこれにすぐ対応できる体制があるのかどうかと。市に移管された場合に、財政的な問題を含めてね、その辺をどうお考えになっているのか。いただきはしましたけど、結局、今までと同じじゃないかというような形になっていくのかどうかね、その辺はいかがですかということでお尋ねしたんですよ。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

確かに、泉通り交差点から先のほうにつきましては、まだ工事が途中でございます。市に引き継いだら、じゃ、市でできるのかという御質問でございますが、確かに、家屋補償等含めまして多額の費用がかかります。私どもがお願いしているのは、少なくとも片側の歩道整備はお願いをしたいということで行っておるところでございます。市のほうも限りある予算でございますので、一遍にそれをやるというのは困難かと思っております。

したがって、いろんな方法があるかと思いますが、できるだけ交通安全対策については、やれる分についてはやっていきたいというふうに思っています。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

私がよく理解していなかったのかなと思うのは、片側についてはお願いしますということは、県がそこまでしてから移管してくれると理解していいわけですね、そういうことで。市長がうなずいておりますから、そうでしょうかね。答えがあったらどうぞ。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

国道207号の泉通り交差点からしめご交差点ですね、一部歩道ができていない部分がございますが、あそこについては少なくとも片歩道を整備してくださいということでお願いしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

次に、覚書の中に、市道認定の時期ということで、第4条に「鹿島市は、平成25年9月議会において対象路線の市道認定を行い、佐賀県は移管の条件等の処理が完了した後に県管理区域から削除する」とありますね。それで、移管の条件というのが、先ほども説明されましたが2路線の問題だと思いますが、これは山浦～肥前鹿島停車場線、鹿島小学校付近の歩道整備と、207旧道しめご交差点の歩道整備ということで理解したらいいと思っておりますが、じゃ、これは完了した後に県管理区域から削除するということですから、これはいつの時点だという期限がちゃんと定められていますか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

移管の時期ですが、この条件があります山浦～肥前鹿島停車場線、それから国道207号につきましては、平成25年度、今年度の予算に測量費、あるいは調査費を計上されております。したがって、今後その測量設計を初め工事着手し、用地の御相談もございまして、それが完成した後に受けるということでございますので、5年から10年ぐらい、もっと早くできるかもわかりませんが、そのくらいのオーダーで考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

それでは、ただいまの御答弁によりますと、ことし25年度で調査費なんかがついてという

ことで、結構期間があるわけですね。それで、鹿島市は9月議会において市道認定を行い、結局きょうの議会で議決されれば認定することになるわけですが、この後のが、処理が完了した後に県管理区域から削除するということになるわけですから、鹿島市は市道の認定をしたんだけど、しかし、県の管理区間からは削除されないということになりますと、この道路上のいろんな管理責任といいますかね、そういうものについてはどこが主体になるわけですか。その辺、ちょっと私わかりませんので、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

今議案を御承認いただきますと、県道と市道、それから国道と市道、重複して路線認定がなされます。この維持管理につきましては、この条件処理が終わるまでは上位路線、つまり、国道と市道が重複している場合は国道の管理者、あるいは県道と市道と重複している路線は県の管理者が、それまでは管理をしていくというふうになっておりますので、この条件が済むまでは市の管理についてはないということになります。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

それでは、具体的にお尋ねしますが、例えば鹿島小学校付近、私たちが住んでいる下のほうの道路ですが、そこで交通事故など起きたとしますよね、道路管理の面から原因して。そういうときは、じゃ、まだ移管されていないということになりますと、これは具体的にどこの責任で処理するということになるんですかね。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

手続にはもう1つございます。今回、市道認定の路線の告示をします。それから、ここからここまでですよという区域の告示をします。もう1つ告示の要件が、供用開始の手続という、要は使用開始ですね、その手続がまだ必要でございます。

したがいまして、この供用開始の手続が完了すれば市の維持管理が発生するということとなりますが、この使用開始の手続は、その条件が整わなければそれを行わないとなっておりますので、条件が整ってから市道の使用開始を行うと。その時点で市の管理責任が発生するということとなりますので、現在のところは、そういう交通事故等が万が一、発生した場合には、佐賀県の管理になっておりますので、佐賀県のほうでその辺の対応はしていただくというふうになると思います。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

今の件で最後にしますが、くどいようですが、それでは、供用開始というのは県の管理区域から削除されてやっと供用開始がなされるということで理解していいですね。——はい、それでは、うなずいてもらっておりますので、答弁要りません。

最後にします。覚書の最後に、「この覚書に定めない事項又は、疑義が生じた事項については、その都度、佐賀県と鹿島市が協議して定めるものとする」ということですが、「疑義が生じた事項」って、疑義が生じるとはどういうことが考えられるんでしょうかね。わざわざこんな書いてありますけどね。その辺、何か考えられるものがありますか。

○議長（松尾勝利君）

中村建設環境部長。

○建設環境部長（中村博之君）

疑義が生じた場合ということですが、今、具体的にどういうこととか考えていませんが、通常こういった覚書なり契約書には最後にこういううたい方をしますので、この一文を入れております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

単純な、幼稚な質問だったかわかりませんが、わかりました。とにかく、今回こういう形で道路行政の取り組みというのが今までと変わった形で進んでいくかなと思いますが、今の説明を聞いていますと、きょうあしたに云々変わるものでもないなという気がしています。

そういう面で、私はいつも申しますが、市内のみんなが毎日生活する道路、これが全く置き去りなんですよね、歩道その他含めてですね。だから、その辺まで含めながら、今回のこの道路行政にはさらに改めた取り組みをお願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

国道道を市道に編入するというので、今、説明がございましたけれども、国道207号線のバイパスの供用開始、いわゆる暫定2車線で平成15年7月に開通されてから、そのときにバイパスの内側、駅東側にある路線については、原則、市道に認定がえするというので説明がありましたけれども、今、提案されている5議案について見る限り、まだ国道でもそのまま、あるいは県道に残されているものがありますけれども、例えば国道の百貫橋手前の土井丸交差点から鹿島駅前までは、いわゆる肥前鹿島停車場線として国道に残っておりますけ

れども、これはずっと整備状況いかにかわらず国道として残るのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

肥前鹿島停車場線ですね、資料25ページに灰色で着色している部分でございますが、これにつきましては、また後ほど御説明いたしますけれども、6番が現在、県道でございます。下のほうのグレーで塗っている部分が、バイパスの、あそこのスカイロード交差点までの道路につきましては市道になっております。これを交換するというふうな計画でございまして、交換するのであれば、それを延ばしてですね、井手交差点まで延ばしてくださいということで、これは県道として佐賀県のほうが管理するというふうになっています。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

鹿島駅前から土井丸の交差点までは県道として残るということで、それは安心しましたけれども、まだ鹿島駅前から百貫に向こう途中の鹿島橋、駅交差点から鹿島橋の間がですね、まだ歩道が一部途切れて、佐賀方面から鹿島に入るときに、駅を見過ごして通り過ぎるというふうな感じで非常に見通しが悪いわけですから、鹿島橋までの歩道の完全なつくりをぜひ要望を続けていただきたいと思います。

それから、次の質問ですけれども、鹿島駅から泉通り交差点までは奥山～鹿島線で残るということで、先ほど課長から御説明がありましたように、駅前の青山洋服店で途切れているわけですが、これを祐徳バス本社方面まで——東町交差点ですかね、あそこまでは県がやるということで先ほど調査費がついたということで、非常に期待をして早急な歩道整備をお願いするわけです。

しかし、先ほど松尾議員から御指摘がありました泉通り交差点から神水川橋、これは今回の提案で市道に切りかえるけれども、今現在、鹿島土木事務所で歩道整備が進められていますけれども、ちょうど中間点のJA会館前ぐらいまでは順次進められていますけれども、あれから神水川橋まではまだ全然つけられていない。神水川橋近くではグリーンの歩道塗りをして仮の交通安全対策をとっていますけれども、この条件の中に神水川橋の歩道設置まで上げていただいて、これが終わるまでは市道は供用開始しないということですが、このJA会館から神水川橋までの歩道設置については片側線だけなのか、両側ともお願いして鹿島市が引き継ぐことになるのか、そこら辺ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

現在、泉通りの付近の歩道整備を行っておりますが、実はこれは昨年度で終了しております。1件まだ用地が御相談できていないところがございますが、あそこについては用地が御相談できれば県の単独費でもやりますよというふうなことで御回答いただいております。

その先につきましては、幅員は非常に狭いですが、歩道としては設置されているということでもあります。その先の、100メートルもございませんが、その区間については歩道が未設置で非常に危ないと。そこにつきましては応急的にカラー舗装をしていただいておりますが、そこについてはぜひとも歩道の設置をお願いしたいということで、県のほうにはお話をさせていただいているところでございます。

先ほど申しましたように、この移管につきましては新たに用地を確保して工事は行わないというのが県の方針でございますが、通学路の緊急安全の点検の結果、どうしても神水川橋のあのところは危険であるというふうな認識を、鹿島市、警察、それから佐賀県も持っておりますので、そこについてはぜひともやっていただきたいというふうをお願いしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

ちょうど神水川橋手前のカーブあたりは葬儀場が両側にあつて、横断される方もあつてあそこら辺は非常に危険ですので、早急な整備をされた後に引き継ぐということで、ぜひよろしくをお願いします。

それから、平成15年7月にバイパスが開通して、その当時から移管協議をずっと進められてきて、ちょうど10年かかっておるわけですがけれども、その間、一時期、県との交渉が途絶えて、昨年1月ぐらいからことし2月ぐらいにかけて、集中的に1年に5回ほどですね、問題点ごとに課題を整理するための協議を進められて、この覚書協定になったわけですがけれども、この覚書協定の内容では、問題点としては山浦～肥前鹿島停車場線、いわゆる鹿島小学校付近の横田堤付近に歩道がないので、そこら辺の歩道と、先ほどの207号線の神水川橋の歩道、この2項目だけが覚書になっておりますけれども、10年かけていろいろ検討された割には、問題点はまだ非常にあつたと思うんですけれども、このほかにですね、この覚書に上がっていないけれども、大きな課題等がほかになかったかどうか、そこら辺お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

覚書にはこの2路線が上がっておりますけれども、このほかには、先ほど議員申されましたように鹿島駅から中川橋までの歩道未整備区間ですね、それから、直接この再編とは関係ございませんけれども、浅浦地区の四枝橋から先の県道改良ですね、それからあと、大村方

のバイパスの交差点のところ、あそこも歩道がございません。それについても協議を行ってきております。それから、西葉から母ヶ浦までの道路改良についても協議を行いまして、また、七浦地区の消波ブロックの設置についても、同時にいろんな協議をさせていただいております。そのうちのほとんどが、平成25年度の予算に何らかの形で組み込まれているというふうな状況でございます。

ちなみに、これに上がっていないのは、もともと県道とか国道で残る部分ですので、この覚書には明記されていないということでございます。

○議長（松尾勝利君）

5 番角田一美議員。

○5 番（角田一美君）

鹿島が課題として捉えてあるやつは、この集中的な協議の結果、ある程度先が見えてきたということで、今年度の補正予算でも上がっているように、鹿島の207号線バイパス内の国県道の整備については一気に進むだろうというふうに思います。

また、これに合わせて、急にここを思いつかれた背景には、207号バイパスは暫定2車線になっていますけれども、黒川橋からオレンジ海道まではまだ暫定2車線で、用地買収は終わっていますけれども、この工事が残っています。聞くところによると、用地買収、あるいは数十億円かかる2つの橋梁の設計委託も終わって、着工の段階に来ているということを知っておりますけれども、この移管がスムーズに行くことによって道路工事というのは非常に進むと思いますけれども、大体10年間ぐらいかかると言われましたけれども、この10年間ぐらいで、こういった市道、国道の公共工事はどのくらいの事業費が想定されるのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

全体の概算事業費ということでございますけれども、これは国道の4車線化、それから西葉、母ヶ浦、鹿島駅から中川、しめご交差点ですね、それから207号消波ブロック、武雄～鹿島線の道路改良、こういうものを全て含みましてですね、これはまだ、概算事業費といえますけれども、ルートがまだ未決定であるということと、それから家屋調査が全然行われておりません。また、測量設定も行われておりませんので、あくまで不確定要素が多いですけれども、おおむね今後10年間で73億円が見込まれております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5 番角田一美議員。

○5 番（角田一美君）

ここ10年間ほど、鹿島管内の道路行政が非常に滞っていたような感じがします。これを契

機に道路の整備が一気に進むように、鹿島市としても県とうまく相談しながら早急に完了することを願って、質問を終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

今まで質疑、それから答弁を聞いていて、ちょっと気になるのがやはり、課長のほうからお話があった県としては新しい用地を取得してまで整備はしないと。しかし、市の要望としては片側だけでも歩道をお願いしたいと。じゃ、5月15日に覚書を市長、取り交わされていますが、そのあたりどこまで踏み込んだところまでお話ができているのでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

覚書の条件の件ですが、①の山浦～肥前鹿島停車場線ですが、これは一部歩道はございますけれども、非常に狭い部分がございます。そこについては、高校生も自転車で通りますので非常に危険だということで、ここにつきましては鹿島小学校の裏校門といいますか、横田公民館がございますが、そこから広瀬橋までですね、その間は、片側ですが歩道を整備しましょうということです。これは確認をしております。

②の国道207号につきましては、あそこも片歩道ですと来ておまして、一部しめご交差点までの50メートルぐらいの区間が全くできていないということでございます。特にあそこは大型車も非常に通行量も多うございまして危険であるということで、そこは必ずやっってくださいということがこの②番でございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

そこはもう前もって聞いていますからいいんですよ。

私は今回この5つの路線、その中でも路線番号41番、浜駅前から新方線、これは浜の駅前交差点から浜新方まで、この区間なんです。今までどれだけの要望がこの区間で出ているのでしょうか。局部改良の要望、そして通学道路としてここが非常に危ないと、もう少しどうにかしてほしいという、この部分は覚書には入っていないんですか。地元からの要望、このあたりも整理をした上で納得をされているのか、どうですか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

駅前からバイパスの合流地点までの件ですが、あそこにつきましては歩道は片側なり設置されております。若干狭い部分があると、そういうところは解消してくださいよという要望はありますが、歩道は設置されているということでございます。

したがいまして、新たに用地を御相談して、さらに歩道を広げるということは県ではしないということでございますので、今度、地元と、土木事務所と、それから市でまた現場を見まして、いろんなところをチェックしていきたいと思っていますので、その辺でどこが不都合な点があるのか、その辺はまた検討していく余地はあるかと思えます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

今の課長の御答弁は、今、問題が起こっていることに関して、もう少し前向きに捉えていただきたいと思います。なかなかここ、地元の要望がきかないということで、それだったら207号ができたときに大型車は全て旧国道には入らないでくださいと、そういうふうな立て看板をしてくださいという要望も出ていたと思います。しかし、現状を見れば、夜間、旧207、ここを走る大型車がやはり多い。ですから、そういうふうなところで、ここは非常に危険だと。あそこが、臥龍ヶ岡の公民館の下のところ、特に曲がっていますよね、カーブが。御存じだと思います。そういうふうなところを、やはり今まで何年となく要望してきた部分は全く解消される予定にはなっていない。もちろん、今おっしゃったように、鹿島小学校の前の歩道、それから207の神水川橋付近の歩道、これはもちろん必要ですよ。ここも危険です。しかし、それと同じように、先ほど言った浜地区のこの路線も私は危険箇所だと思っております。

今後、協議は10年間近くお話をしながら、バイパスのほうの片側2車線化を完了していき、そして、この市道に移管される部分を整備して行って、10年ぐらいの間で市道の確定というふうになるんでしょうが、どうですか、今後そのあたりまで、再度、県と御協議していく方向、考えがありますか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

先ほど議員が申されていますように、大型車の混入につきましては従来からいろいろと御指摘をいただいております。今回、バイパスの4車線化に入りますが、入って、できたとして、じゃ、どのぐらい大型車の混入率が減るのか、その辺の検証、それからもう1つは、バイパスの信号機の連動が非常にまずいということで、これは県のほうも認めていらっしゃる。県警といろんな御相談をされています。できるだけ車の流れがスムーズにいくよという検討もされています。それを見てどうなるのか、急に大型車の混入率が減るとい

うことはないかもわかりませんが、そういうことも検討をいたしたいと思いますし、もし危険なところがあれば、今後、佐賀県と再度協議をしていきたいというふうに思っています。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。もちろん県のほうは新しい用地買収までして、そして整備をするというのを嫌がるのは、それはわかっております。しかし、危険箇所というのは、いつまでたっても危険箇所なんですよ。ですから、今、課長がおっしゃられたように、207号バイパスのほうのあの信号、あれも非常に、ドライバーの方から言われますよね、あそこでうっとうしてしまうと。そういうふうなので、バイパスじゃなくて旧国道のほうを通過してしまうと。

昼間でも、私も何回となくあそこを歩いたりもしますが、庄金のほうなんですけど、やはり危ないですよ、大型車の4トンとか、そういうふうなのが、特別減速をするわけでもなくあのカーブを曲がっていく。片側にだけ歩道があるわけですが、そこをやっぱり小さい子供さんたちはね、吹き飛ばされるとは言わないけど、風圧がやっぱりすごいですよ。危険というのには変わりはない。ですから、できるだけそれと一緒に、市道に変わっていく中で、やはり大型車の規制をかけていっていただきたい。そうじゃないと、私はなかなかこれは納得ができない。そのあたりをお願いしたいと思います。

それともう1点、207号を除いて3桁の498とか444、今後もさらに路線変更で市道に変わっていくという、県の関係の方と一回ちょっとお話をしたときに、大体3桁の分は国道ついとばってんが、基本的に県が、特に498とか444、この2つは県のほうで大体受け持ったような形でやっているんだけど、いずれはこれは全面——全てとはいかないでしょうけど、今後も移管が進んでいくんじゃないかというお話をちょっと聞いたんですけど、そのあたりどういうふうに予測を立てておられますか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

今後の道路の移管の可能性ということでございますけれども、現在、これは全国的にでございますけれども、地方分権によりまして、いわゆる指定区間といいますか、国土交通省が維持管理をしています1桁から2桁国道までの国道につきましては佐賀県のほうへ移管をするというふうなことで、今、協議を県と国のほうでやられているというふうな情報は得ています。

したがって、現在、3桁国道につきましては佐賀県が管理をしていますけれども、将来的に市の管理になるというふうな流れは出てくるのかなと、それは地方分権の関係で出て

くるのかなと私自身は思っております。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。最後にしますけど、先ほど中村部長のほうの答弁で、この10年間の、概算ですけど、全て207号バイパスも含めた中の概算事業費が73億円と。この10年間はそういうふうなので、いろんな工事も活発に行われるかもわからない。しかし、その後ですよ。

この前、私たち総務委員会、地元の建設業者の方たちと意見交換をしました。その中でもこの話をしたわけですが、やはりその後、維持管理は大丈夫なのと、市がしいきっとねと、そこのあたり、今すぐのことではないですが、この前、全協のときにはその10年間で少しずつためていくというお話も出ていたように思いますが、そのくらいで本当に大丈夫なのかなと。

地方分権が叫ばれる中、どこまで地方に財源の移譲が来るのかまだ不確定の中に、やはり今回の部分は手放しでは喜ばない部分があるという気がします。ですから、10年後ここにいらっしゃる部課長さん方、半分以上いらっしゃらないんじゃないですか。そういう中、次の執行部の方たち、無理がないように、それと市民の方に負担が来ないように、しっかりと手だてをしといていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

2つだけお尋ねいたします。

国道と聞きますと498ということで私は頭に残るわけですけど、この23ページの国県道の移管に関する協議の経過ということであります。

この経過の中で、498の高規格化というのが新幹線問題のときにありました。やはり鹿島市において、高速道路までの中継道路というかですね、今の498は、ここに載っておりますけれど、この498を鹿島駅まで直結させるような方策とか、また、バイパスにですね、さっきも旧道207に大型車の進入をさせるなどか意見もあっておりましたけれど、そういうふうなことで、バイパスにこの498が、例えば今の御神松あたりに真つすぐ来て、そして鹿島駅に真つすぐつながるような498になれば、大型車の進入というのも少なくなってくるんじゃないかなろうか、浜の危なかつころは通らじもよかつじゃなかるうかにやというふうな思いがしたものですから質問をいたしますけれど、498の件について特別協議はなかったものですか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

国道498号線ですが、この整備につきましては、今回の移管協議の中では、恐らくこれまでもテーブルの上には上がっていないかと思えます。

ただ、嬉野市、武雄市、伊万里市、鹿島市で期成会を持っております。その中では、やはり鹿島市の立場としては、ぜひ高規格道路でお願いしたいという気持ちは持っていて、期成会のたびに、鹿島市の意見としては早く鹿島市から着工してくださいというふうな御意見も申し上げているところがございます。今後498につきましては、さらに声を大きくして佐賀県のほうにも要望していきたいというふうに思っています。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

ぜひよろしくをお願いします。今、有明沿岸道路が芦刈まで来て、佐賀の県立病院ですか、あそこまではかなり近くになってきましたけれど、あっちのほうですか、されて498は消えたかなというふうな思いがありましたので、ぜひその点までしっかりお願いをしておきたいと思えます。

もう1点、逆に市道があって、市道と市道の合い中に里道が50メートルとか100メートルとかある。その里道を市道へ昇格できないかというような、そういうふうな陳情というのはあっていないものか。

というのは、ちょっと私が聞いたところで、やはり市道と市道、今の市道の認定規格というのが幅4メートル以上とかあるかと思えますけれど、今、市道で4メートルなかところのいっぱいあつとですよ。それはもう、前、市道に認定してあつけんが、そういうことだろうと思えますけれど、そういうふうなところがですね、今、特に夏場は高温で熱中症、そしてまた高齢化社会になって緊急を要する救急車が通る。その市道から市道への合い中の里道がどうしてもちょっとだけ狭くて、普通の一般トラックとか乗用車は通るばつてん、救急車になつぎ通らんもんねというようなことがあつておりましたので、そういうふうな里道を市道へ昇格できないかということについては、どれくらい要望があつているのか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

市道認定の件でございますけれども、ここ10年ほど市道認定委員会には上がってきておりません。主にやはり旧道となる部分ですね、県道の整備による、あるいは国道の整備による旧道となった部分の市道認定はありますけれども、ここ10年ほど新しく市道になったという

のはございません。

特に一番要望が多いのが、開発道路、要するに団地ができて、その中に道路がござい
ますが、その部分を市道にしてくださいという御要望はありますけれども、経過としまして、
この開発道路につきましてもなかなか市道認定基準に合わないというふうなところで、なっ
ていないという部分があります。

特に里道につきましては、認定要件が道路の幅員が4メートル以上というふうな規定があ
ります。これが市道要件の一番基準になるものということでございますので、4メートル以
上の里道で、なおかつ両方が市道、県道に接するものであれば、市道認定基準を満足いたし
ますけど、里道の場合はその4メートルというのが一つの基準になっているということでご
ざいます。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

ありがとうございました。本当にですね、先ほど橋爪議員の質問であってございましたよう
に、市道の延長が340キロも、多分大阪まで700キロぐらいですから、広島ぐらいまで市道が
あるのかなという思いで聞いておりましたけれど、本当に大変だろうと思いますから、簡単
に市道認定も難しいと思いますけれど、市がそこそこですね、金は出さんでも気持ちだけな
っとん傾けてくれば、地域の人が里道をちゃんと管理しますよというような思いになられ
るような思いを持って課長が接してもらえれば幸いじゃなかろうかと思っておりますので、よろし
くお願いして、終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

末光交差点から久保山北交差点までのところで植栽がございましてね。あれはケヤキですか
ね、大きい木は。——ちょっと樹木の名前は忘れちゃったけど、結構大きくなって植栽のブロ
ックを越えて出ておまして、中には補修がされております。見ていまして、歩道のほう
もでこぼこなったりとか、やっぱり木が成長していく段階でそういうふうになってきとると
ころもあるんですよ。そういうところもやっぱりきちっと対応して整備されて引き渡され
るのか、まずお聞きしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

街路樹につきましては、祐徳参道といいますか、末光交差点からバイパスまではケヤキが
植栽されています。もう1つの神水川橋から末光交差点まではハナミズキが植栽されていま

す。特に奥山～鹿島線につきましては、ケヤキがかなり大きくなっています。これにつきましては、確かにブロックを押し出している、あるいは歩道が波を打っているというふうな状況もありまして、これにつきましては先ほどから申しますように、県と、それから鹿島市、地元の方、こういう方々と一緒に歩いていただいて、そういうふうな整備が必要なところは引き継ぐ前に整備をしていくというふうなことでございます。

また、ハナミズキにつきましても、何本か枯れている樹木もありますので、そういうところの植えかえとか、そういうものも含めまして、今後、現地調査をして修理すべきところは修理していくというふうなことでお願いしていくつもりでございます。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

ケヤキが大分大きくなって、ケヤキ自体もかわいそうかなというぐらいですね、いっぱいいっぱいになっているところなんです。あれって大体、基本的に地元住民の方にこれを植えてほしいとか、何かそういう要望があって植えたものなんですかね。実際、冬場になってくると葉が散るといようなところで、いろいろそういうところで問題があっているみたいなんです。どういった経緯だったのか、御存じでしたらお聞かせ願えますか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

街路樹につきましては、基本的には街路事業で行う場合は必ず植樹帯を設けるということになっています。奥山～鹿島線、それから国道444号、それから市道でいけば中牟田～御神松線、そういうところについては樹木を植えていますけど、これはですね、街路樹という役目は夏は日差しから守ると、冬は葉っぱが落ちて逆に日を照らすと、そういうふうな役目もありまして、都市部につきましては街路樹を植栽しなさいということになっておりまして、特別地元の方の御意見というものはあっていないと思います。

ただ、樹種については、多分その地元の方の御意見等もお聞きしながら樹種の選定はされたかというふうに思っています。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

植栽されているところの手入れとか、そういうのは地元のボランティア等の老人会の方とか、そういう方々もいろいろやっていますけれども、県でも、県道の今の状態でもあんまりよくされていない。また、市に移管された場合にこの辺をきちんとできるのかどうかですね。予算的などころも出てくると思いますので、その辺の管理を徹底していただ

る、その辺の手だてとかいろいろ考えはございますか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

街路樹の維持管理につきましては、これは当然、枝が伸びたりします。西部中の前も市道でございますが、定期的に剪定をしたり、あるいは落ち葉の収集をしたりというふうなところもやっておりますので、今後、引き継いだ奥山～鹿島線とか明倫小学校の北側の路線とか、そういうところにつきましては、多少なりとも維持管理費が出てきますけれども、適切な管理をしていきたいというように思っています。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

秋が来れば広葉樹が散っていくというのは、それはもう常でございますので、近隣の住民の方々から苦情が出ておるといえるのか、やっぱり近隣の住民の方々の努力もたくさんあるんですよね。言われなくても、やっぱり自分たちで掃除をしたりする人が目にかかるので、なるべく御迷惑をかけないような体制をとっていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第49号 市道の路線認定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 市道の路線認定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第50号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 市道の路線認定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第51号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 市道の路線認定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第52号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 市道の路線認定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第53号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第54号～議案第57号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7、議案第54号から議案第57号 市道の路線変更についての4議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

議案第54号から議案第57号までの市道の路線変更につきまして、一括して御説明をさせていただきます。

議案書は14ページになります。

市道の路線変更は4路線でございます。

市道の路線変更につきましては、道路法第10条第3項において準用する第8条第2項の規程により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、佐賀県における国県道の再編により、県道肥前鹿島停車場線の全部並びに県道鹿島～嬉野線及び県道山浦～肥前鹿島停車場線の一部が本市へ移管されることに伴い、現道の起終点を変更したいので、この案を提出するものでございます。

説明資料の31ページをお開きください。

議案第54号、市道164号鹿島駅～乙丸線でございます。

ここは、肥前鹿島駅の駅前広場を整備するためには、ロータリー部分を含め市道敷地であることが国の補助を受ける条件となります。したがいまして、県道鹿島駅前線を市道に移管する必要がございますので、起点を国道207号の肥前鹿島駅前交差点から肥前鹿島駅に変更になり、現在の駅前のロータリー部分を含め、これまでの市道延長が71.5メートル延びて1,264.1メートルとするものでございます。

次に、32ページです。

議案第55号、市道42号鹿島駅前線でございます。

鹿島～嬉野線の起点がバイパスの掛橋交差点に変更になるのに伴い、終点を現在のスカイロード交差点から新天町交差点まで440.7メートルを延伸し、全体延長を530.1メートルとするものでございます。

なお、先ほど議案第54号で御説明をいたしました、鹿島駅前広場の整備のために県道を市道へ移管するかわりに、青で着色をいたしておりますが、鹿島駅からスカイロード交差点まで89.4メートルにつきましては、今後、市道から県道へ移管する予定になっております。

次に、33ページでございます。

議案第56号、市道213号逆川～西牟田線でございます。

議案第55号と同様に、鹿島～嬉野線の起点がバイパスの掛橋交差点に変更になりますので、逆川の線の終点を国道207号バイパスまで860.1メートル延伸し、全体延長を1,155.8メートルとし、あわせて路線名を逆川～西牟田線へ変更するものでございます。

次に、議案第57号でございます。市道295号辻～鹿島駅線でございます。

済みません、戻っていただきまして、25ページを再度ごらんください。

先ほどまで議論があってございましたが、もともとの山浦～肥前鹿島停車場線は、赤で図示しております⑨の路線でございました。今回、これが緑で図示しております路線に変更になるものでございます。これは、国道207号線を県道として残すために路線を変更されるものでございます。

資料の34ページを、済みません、お願いいたします。

したがいまして、現市道辻～大殿分線の終点を肥前鹿島駅まで2,120.3メートル延伸し、全体延長を2,675.1メートルとし、あわせて路線名を295号辻～鹿島駅線に変更するものでございます。

以上、説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

一括して質疑に入ります。9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

質問をさせていただきます。

今回のこの議案につきましては、いわゆる県道から市道に移るということと、一部、市道

が県道になるということでございますけれども、この県道から市道に移管する場合の整備と
いいますか、そういうことはどういう整備がされるのか、それとも、なされないのかについ
て質問いたします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

県道から市道へ編入されるときは整備ということでございますが、これにつきましても整
備が幅員どおり完成しているところにつきましては現地を確認し、修理・修繕が必要なとこ
ろは県のほうで修理をしていくというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

特に鹿島～嬉野線、スカイロード、さくら通りについては、もう整備がなされていますか
ら、多少点検する程度でいいと思いますけれども、新たにできます東町の交差点から総合庁
舎の交差点のところですね、そこまでの整備というのがまた必要だと思うんです。いわゆる
逆川のですね、あそこは新町部分になりますけれども、片側に歩道があります。ところが、
あそこの交差点から、逆川の交差点からあっちの総合庁舎の交差点のところまで、ここまで
歩道がないんですよ。歩道がなくて、新町側のほうは割かし広いんですが、土木事務所と
いうんですか、そちらのほうに行きますと狭くて、カーブがかなりきつくなっています、
非常に見通しが悪いところもあります。こういうところの整備がどうなっているのかなど。
県道であっても、まだそこまで整備されていませんけれども、今後、市道に移管するに当た
って、この整備というのにも必要だと思うんです。というのは、ここも実は通学道路でもあり
まして、子供たちが通っています。そういう場所でございますので、そこもぜひ整備をして
いただきたいなという要望を地元からも持っておるんでございますけれども、そこら辺はい
かがでしょう。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

鹿島～嬉野線でございますが、先ほどから申し上げますように、県としては新しく用
地を取得して整備をしないということでございます。それで、道路幅員の範囲内で改良がで
きる部分でありましたら、これは改良できると思います。また、北側の水路もございまして、
あそこにふたをかぶせて歩道を設置するとか、そういうふうな案もいろいろ考えられると思
いますので、その辺は今後、県と一緒に協議をしていきたいと思っています。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

いわゆる総合庁舎の手前までは比較的幅員がありますよね。あそこは片側に歩道をつけることは十分可能だと思うんですけども、実はそれから先が少し狭くなっているんですよ。狭くなってカーブになっています。あそこに、側溝にふたしてどのくらい広がるのかなという気がしますし、あの部分が一番、非常に危険と、我々も走っていてちょっと怖いなというところがございます。だから、その部分の整備というのもですね、ぜひ取り組み——県との協議のことになるでしょうけれども、ぜひ協議をしていただいて、できたら実現をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

これにつきましては、市道に認定したからといって、これで終わりではございません。今後、整備をしていくわけですから、その折々に再度、土木事務所、あるいは県道路課なりにいろんな協議をしていきたいと思っています。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

では、ぜひよろしく願いいたします。

それからもう1つ、先ほどの議案のときにあっていましたが、いわゆる鹿島小学校の前の歩道整備ですね、あそこは前回の一般質問でも、6月のとき取り上げてやりました。ちょうど横田堤のあたりとかですね。実は広瀬橋のあたりが一番きついですよね。極端に歩道が狭くなっている部分があります。この歩道の部分についても本当に拡幅されるのかなと、現実的に可能なのかなという気がするんですが、場所は大体おわかりだと思いますけれども、それは可能なんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

広瀬橋までの歩道設置ですけども、これにつきましては一昨年ですか、通学路の緊急点検を行っています。これはPTA、あるいは学校の校長先生、市、警察、県含めまして現地も確認をさせていただいています。

そのときに、やはり狭いと。狭くて、高校生の自転車も通学をいたしますので、結局はみ出して通行しているという状況が見受けられております。したがって、そこにつきましては緊急点検の危険箇所として既に上げられておりましたので、そこにつきましては用地を

御相談して歩道を拡幅していくというふうなことになっています。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

それでは、一応用地をお願いすることじゃないと、とてもじゃないけど広げることは不可能だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

確かに、あそこは西部中に向かうのと、それから鹿島小学校に来るのと、それから高校生が来るのと、本当ごちゃごちゃしているんですね。非常に危ない場所だと思いますので、早急な整備をお願いいたしておきます。

それからもう1つ、肥前鹿島駅の、いわゆる県道と市道の関係でございますけれども、鹿島駅前の広場、ロータリーをつくるという、先ほど言葉がございましたけれども、やっぱり市道になるからできるという判断でよろしいんですか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

駅前広場の整備につきましては、原則、市が実施するというのが基本でございますが、市で実施する場合は、底地は市道でなければ国の補助として認められないということがございまして、今回、市道へ認定をさせていただくというようになっております。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

この場所については、一般質問でも私、取り上げるつもりでいましたので、あんまり深くは聞きませんが、ところが、市道の部分が今度県道になる部分がありますよね。具体的に大体どこからどこくらいまでなるとかなというところがあるとですけど、どこからどこまでですか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

市道につきましては、具体的に言いますと、今回、市道をお願いしている部分はあその駅前交差点から駅のほうに向かいますと、10メートル道路ぐらいできていますけど、それからロータリーの部分も含めて、全て今、県道敷になっています。1筆でですね。

したがって、駅の駐車場の水路がございまして、駅の駐車場とロータリーの合い中に水路がございまして、そこまでが現在の県道敷でございまして、南側は今、駐輪場がございまして、あその角付近のところまでが今1筆で県道敷になっていますので、それを今回、

市道にお願いするというふうになっております。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

ということは、今のお話を聞きますと、新たに市道になる部分だけに、いわゆる駅前広場と申しますか、その整備をするという考え方、それを拡張するという考え方はないということですか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

駅前広場の整備につきましては、現在、都市計画決定が打たれておりまして、2,800平方メートル計画決定があります。基本的には、今申し上げましたロータリーの部分に当たりますが、北側に宅地の駐車場がございますが、あの部分が一部かかるというふうな現在の計画決定になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

わかりました。これ以上は聞かないようにおきます。一般質問のネタがなくなりますので、この辺でこれは終わりますけれども、先ほど勝屋議員からも実は話がありました。うちの場合はイチョウ並木なんですがね。イチョウ並木ですね、葉っぱはもういつも1日3回か4回掃わけばいいわけですが、今度は伸び過ぎて電線に引っかかるという状況までありまして、先ほど実は上のほう切っていただきました。これももう定期的に切らないと伸びるんですね。電線が真上を走っているものですから、非常に危険だという状況がありますので、そこら辺の整備につきましては、並木自体が市の管理だと思いますので、十分に、いつも気をつけていただきたいということ。

それから、実は民家がないところがあるんです。中牟田～御神松線で。そこは、いつもイチョウの葉っぱがたまりっ放しになっているという状況もありますので、その近所にいらっしゃる企業の方たち等にもぜひ葉っぱの片づけ等をお願いしていただいて、あれは雨に濡れると非常に危険なんです。滑りますのでね。だから、そこまでぜひ配慮をしていただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第54号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第54号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第55号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第56号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第57号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は9月13日午前10時から開き、議案審議を行います。

なお、この後3時10分から全員協議会を開催しますので、全員協議会室にお入りください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時53分 散会